



Chiba Studies on
Migration and
Refugees

入管収容・送還と人権保障

千葉大学グローバルプロミネント研究基幹リーディング研究育成プログラム

「日本の多文化共生社会構築へ向けた移民・難民研究」

協力：国際教養学部「国際人権論」

「入管収容・送還」問題から考える人権

大学院国際学術研究院 佐々木綾子

「入管収容・送還」問題とは何か

本講義録は、千葉大学グローバルプロミネント研究基幹リーディング研究育成プログラム「日本の多文化共生社会構築へ向けた移民・難民研究」における教育活動の一環として、国際教養学部開講の「国際人権論」との協働において実施された2回の講義と質疑応答を記したものである。国際的な視野をもって人権について考えるという目的のもと、「入管収容と人権保障」というテーマを設定し、ゲスト講師には未来入管フォーラム代表の木下洋一氏をお迎えした。講義録のあとには、質疑応答に参加した学生のうち、入管の収容・送還問題の研究や日本の移民難民問題に学生活動として取り組んできた2名の学生がまとめた文章も収録している。

講義が行われたのは2020年の10月と11月であり、まさに入管法改正に向けた議論が実施されている時期であった。日本政府は2021年2月19日の閣議において入管法の改正案を決定したが、本改正案を理解するうえで、本講義はなくてはならないものであったと考える。法改正の背景には、入管による強制退去処分を受けた外国人の施設収容が長期化している問題があり、とりわけ、母国への送還を拒んでいる人々の取り扱いが大きな争点となってきたことがある。こうした、いわゆる「送還忌避者」のなかには、難民申請中の人々や日本に家族がいて生活基盤がある等の理由で帰国が困難な人々、あるいは日本生まれのため、日本が「母国」に相当する人々などが相当数含まれている一方で、送還されない唯一の法的手段として難民認定申請を利用する人々も一定数存在している、という二つの「収容外国人」の「実態」をめぐる見解がある。朝日新聞¹によれば、閣議決定された法案では、難民認定申請中は何度でも送還が停止される規定（「送還停止効」という）の適用を2回までに制限し、一定の条件のもと施設外での生活を認める「監理措置」を新設することが盛り込まれたことが報道されている。3回目以降の難民認定申請でようやく「難民」として認定されるというケースが過去にも複数回あるなかで、今回の改正案では3回目以降の申請では相当な理由がない場合には送還停止効を適用せず、送還を妨害するケースなどに限定して退去を命令できるようにし、命令違反には1年以下の懲役または20万円以下の罰金、またはその両方を科す罰則も設けることになった。さらに、退去強制令書発付前で逃亡の恐れなどが低い人を対象に、親族や支援団体、弁護士など「監理人」の監督のもとで生活を認めるが、最高300万円の保証金の納付が必要であり、「監理人」は対象者の生活状況などの報告を義務付けられるとともに、逃亡に対する罰則も上記と同様に

¹ 朝日新聞『入管法改正案を閣議決定 難民申請中の送還停止2回まで』（2021年2月19日）、<https://digital.asahi.com/articles/ASP2M3RVNP2LUTIL06Z.html> [2021/3/15].

科されるという。また、難民認定には至らない者の「補完的保護対象者」として難民と同じ「定住者」の資格で在留を認める枠組みを新設し、これまで法相の裁量に任されていた「強制退去」か「難民認定」かといった手続き上の判断の仕組みも見直す、とされている。

他方、前日の2月18日には、野党6党・会派から、新法案として「難民等の保護に関する法律案」（難民保護法案）と出入国管理及び難民認定法の改正案が提出された。毎日新聞²によれば、野党側から提出された法案のポイントは、①保護対象を拡大し、難民条約上の難民などだけでなく、迫害を受ける恐れがある外国人や戦争避難民、無国籍者などを含める、②難民認定の主体を、現在の法相から独立行政委員会である新設の「難民等保護委員会」（保護委）に変更する、③難民認定手続きで、認定基準を保護委が策定・公表する、④難民や難民認定申請者に生活支援を行う、の4点である。また、入管法の改正案としては、全件収容主義³の方針を撤廃し、収容は退去の明確な理由があつて、逃亡の恐れがある時に限り、裁判官の判断で行うものとされた。さらに、これまで事実上、無期限収容であった強制退去を命じられた外国人の収容についても、裁判官の判断によって最長半年とする、などとされている。

閣議決定された改正案については、移住者と連帯する全国ネットワークといった移民難民の支援団体側から「改悪案である」として反対意見の共同声明が出されている⁴。しかし、支援団体によって「改悪」であるとされる数々の事項については、「収容・送還に関する専門部会」⁵の議論では当初から「改善」案として提言されてきた事項でもあった。それはすなわち、「収容の長期化」という問題を解決するにあたって、「退去の命令が出ているにもかかわらず、命令に従わずに送還を拒否する人々」の送還をどう促進するか、という問題の立て方をする人々と、「退去の命令自体が明確な基準によらず、且つ個々人の事情を無視して発令されており、命令には従えない事情を抱える人々」の解放をどう促進するか、という問題の立て方をする人々との議論をもとにした提案であったからだ。収容からの「送還」なのか「解放」なのかをめぐる両者の主張はかみ合わず、意見が明らかに平行線のまま閣議決定を迎えるに至ったというのが現状のように思われる。

² 毎日新聞『「入管制度から切り離れた難民保護」の新法案、野党が共同提案』（2021年2月18日）、<https://mainichi.jp/articles/20210218/k00/00m/010/283000c> [2021/3/4].

³ 入管法第39条1項で規定されている。「入管法違反（不法残留、不法入国等）の疑いに足りる相当の理由があるときは、収容令書によりその者を収容することができる」という規定だが、実務解釈上は全件収容するという解釈をとっており、これを「全件収容主義」という。

⁴ 移住者と連帯する全国ネットワーク『「改正入管法案」に対する共同声明』（2021年2月19日）、<https://migrants.jp/news/voice/20210219.html> [2021/3/4].

⁵ 2019年6月に長崎の大村入国管理センターに収容されていたナイジェリア人男性が餓死した事件を契機として、法改正の議論のために法務大臣が「第7次出入国管理政策懇談会」の下に設置した専門部会。詳細は、以下を参照。

http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/nyukan_nyukan41.html [2021/3/12].

それぞれの立場からみる「入管収容・送還」問題

本講義録の最後に収録されている文章を記した学生2名のうち1名は、在留資格に関する問題を抱えた友人の経験を通し、「入管収容・送還」問題を自分事として考える機会を得た。友人を通し、「在留資格が個人をどのように管理し、ときに不安定にさせ、失望させるのかという暴力性」を目の当たりにしたと同時に、「その制度が自分を保護しているという事実に、その時まで気が付かないでいたことへの恐怖」を感じたことが、学生のひとりとして「問題」に関心を寄せ続ける背景にある（本稿 p32 を参照）。そしてもう1名は、本トピックを卒業研究のテーマとしてきた学生である。「クレーム申し立て活動」として「入管収容・送還」問題を捉え、人々の言説実践行為がその「実態」を構築するという社会問題の構築主義の観点から「収容・送還に関する専門部会」の提言書とそれに対する支援団体の意見書を分析している⁶。その結果、両者の「問題の所在」に対する認識がそもそも異なり、専門部会側が「(外国)人」に問題の所在をみているのに対し、支援団体側は「制度」に問題の所在をみていること、その認識の齟齬がその後の問題解釈の在り様や政策提言のポイントに大きく影響を与えていることが明確に可視化された⁷。双方の認識の隔たりは問題解決の方向性の根幹にかかわるものであり、専門部会側が「改善」と捉えるのに対し、支援団体側が「改悪」と評価する現状に必然的につながる。当然ながら、「専門部会」も「支援団体」も一枚岩ではなく、各カテゴリー内部のアクターがどのような立ち位置からどのような「外国人」を「当事者」として捉え、どのような「経験」から何を「実態」として認識してきたのかがその意見に反映されている。しかし、内部で周縁化されがちな、少数派の意見をもつアクターの力は、「専門部会」あるいは「支援団体」として双方の言説実践行為がつくりだす「実態」における対立構造を変えるには至らず、「外国人」をめぐるあらゆる問題に見受けられる対立の基盤を維持し続けている。

もう一点、学生が論文のなかで可視化した重要な点は、議論に用いられていたレトリックの特徴⁸である。例えば、「専門部会」のなかでも特に「(外国)人」に問題の所在をみている委員たちの場合、現行の入管法や制度の在り方を「望ましいもの」とし、その価値を失わせるような価値破壊から法制度を護ろうとする「喪失のレトリック」や、問題の所在を頭から否定するような非共感的な対抗レトリックである「パタン解体」によって反対意見を論破する傾向があることがわかった。一方で、支援者側が一貫して用いているのが国際人権法や難民条約などを根拠とした「権利のレトリック」であった。問題の所在に関す

⁶ 社会問題に関する構築主義の考え方については、赤川学, 2012, 『社会問題の社会学』, 弘文堂および中河伸俊, 1999, 『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』世界思想社を参照。

⁷ 吉原七帆, 2021, 『社会構築主義的観点からみる「外国人の収容・送還」に関する問題』(未出版卒業論文)。

⁸ イバラとキツセが提唱したレトリックのイデオロム論の分類に基づく。詳細は P・R・イバラ, J・I・キツセ著, 中河伸俊訳「道徳的ディスコースの日常言語的な構成要素」平英美・中河伸俊編, 2000, 『構築主義の社会学—論争と議論のエスノグラフィー』世界思想社, pp.46-104.

る認識の齟齬と、そこで用いられるレトリックの違いが可視化されたことによって、対立構造の在り様とその構造が維持されていく様子が明確となった。

移民難民の支援者側の目線から、あるいは国際人権条約や国際規範を参考にしつつ社会的に排除される人々に対する人権侵害問題を考えてきた筆者は、日本の入管収容中の数々の人権侵害、強制送還の遂行状況、難民認定審査の不透明性、難民認定率の異常なまでの低さ、仮放免中の者や非正規滞在者に対する差別的扱いや暴力行為など、数々の「問題」に直面する人々を「当事者」として認識してきた。一方、今回お話を伺った、入管職員として18年間勤務し、現場での経験から得た問題意識によって入管を早期退職して未来入管フォーラム（旧、入管問題救援センター）を立ち上げられた木下氏は、その経験上、筆者とはやや異なる角度から「問題」を捉えており、また当事者像の描写も従来の支援者側の描写とは少し異なっている。木下氏の2回にわたる講義を踏まえると、支援団体からは一様に「改悪」と評価される今回の政府法案も、今後、周辺に存在する法制度の連動した改革や運用する人々の人権意識の向上によっては、「改正」の糸口となり得るかもしれないと考えさせられた。従来の入管のルールに従って実際の業務を経験されるなかで、「何かおかしい」と感じられた木下氏のような感性を持つ方こそが、現在の入管職員が語る外国人像やそれを支える価値規範を問い直すための一石を投げられると同時に、支援者側が提示してきた、ある種、一様になりがちな「被害者像」をも問い直す力となり、すれ違い続ける政府・入管と支援団体とに共通理解の場を与えてくれるのかもしれない。そのような希望を頂いたご講義だった。

人権概念からみた「入管収容・送還」問題

人権をめぐる問題として「入管収容・送還」問題を考えるうえでは、前提とされる「外国（人）」と「日本（人）」というカテゴリーに付随するステレオタイプや偏見を批判的に考察し、構造的な差別の在り様を浮かび上がらせつつも、人権はそうしたカテゴリーに関係なく一人ひとりが享受すべきものであることが理解できるよう、筆者から事前に学生に講義を実施している。現代社会において、「人権」という権利そのものを否定できる者はほとんどいないだろうが、例えば、「女性の人権」「外国人の人権」あるいは「犯罪者の人権」などというように、「人権」があるカテゴリーと結びついたとたんに議論が一筋縄ではいかなくなり、その「重さ比べ」や「どこまで認めるべきか」等といった優先順位や制限付けに関する議論がはじまってしまうからである。

人権とは、何らかのカテゴリーに属しているがゆえに、ましてや「善良な市民」であるがゆえに享受し得るものではなく、人が生まれながらに等しくもつ権利である⁹。アマルテ

⁹ もちろん、人権の解釈そのものにも多様な議論があり、どのように人権を具現化していくのかについての議論も一様ではない。上記の立場は筆者の立場であり、「世界人権宣言」において宣言されている人権の解釈である。

ィア・セン（2014）¹⁰が述べるように、人権に関して人々に課される基本的な義務がある
とすれば、「問題となるケースに関連した要因に留意しながら、倫理的に何をすべきか、
自ら進んで真剣に検討すること」（pp.157-158）であろう。1948年、全人類が経験した戦
争の悲惨への反省から『世界人権宣言』が採択され、世界各地の人々の不断努力によっ
て獲得されてきた「人権」は、一部の人にのみ認められた特権ではない。また、その後
に採択されてきた数々の人権条約において護るべきとされてきた人々の人権侵害を防ぐた
めの運動や行動を、私達には一切関係のない一部の人のみができることとして切り離す
こともできない。「<人権>を認めることは、<人権>に関する侵害を防ぐために、それ
がどこで起ころうと、世界中のすべての人が支援に立ち上がれ、という主張ではない」
が、「そうした特定の行動を起こす理由を『自分には関係ない』こととして簡単に退ける
こと」（セン，2014，pp.157-158）は、自分の人権を放棄することにもつながりかねないか
らである。

「在留資格がないから」「外国人だから」という理由だけで、当たり前のようにその人
の人権が制限され、権力が「人権の程度」を管理するようなことがなぜ正当化されるの
か？入国管理や在留管理の名のもと、「収容」や「送還」といった人権を極度に制限し得
る行為もが、司法の判断なく行政判断のみで実施され続けているのはなぜか？「入管法違
反」によって収容され、自由を制限される人々は、具体的に誰かの人権を侵害したり、具
体的な誰かに多大な危害を及ぼしたりしたのだろうか？「外国人」や「日本人」という漠
然としたカテゴリーを対置し、「国益」といった抽象的な概念や「日本社会に危険を及ぼ
す疑い」という極めて主観的な観点からある人々の人権を制限することを許容するよう言
説を、私達はより注意深く検討してみる必要があるのではないか？

国際社会の一員である日本は数々の国際人権条約に加入しているが、入管収容と送還の
問題に関して言えば、過去十数年にわたり、国連から双方に対する「懸念」が表明されて
きた。送還に関しては、難民条約第33条(1)に規定されている「ノン・ルフールマンの原
則」の違反である。難民を迫害のおそれのある国へ送還してはならないという規定である
が、ここでいう「難民」とは、認定審査をクリアして法的に認められた難民に限らず、庇
護申請中の人々を含んでいる¹¹。にもかかわらず、日本の入管はこうした庇護申請者をも
送還を前提として収容してきた。2005年には、UNHCRによる「マンドート難民」とし
て国際的に庇護手続きが求められていたトルコ出身のクルド難民の親子2名が日本で難民
認定申請をしたにもかかわらず、彼らを本国に強制送還したこともある¹²。入管の報告に
よれば、2019年度は庇護申請者の99.6%に対して難民とは認めないという判断を下して

¹⁰ アマルティア・セン著、東郷えりか訳、2014、『人間の安全保障』（第八刷）、集英社新書。

¹¹ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日事務所による説明から。

https://www.unhcr.org/jp/right_and_duty [2021/3/12].

¹² 詳細は難民支援協会声明「国連マンドート難民：クルド難民（トルコ出身）の本国への強制送還に対する難民支援協会声明」（2005年1月18日付），

<https://www.refugee.or.jp/jar/report/announce/2005/01/18-0000.shtml> [2021/3/15].

いるが¹³、このことはつまり、庇護申請者のほとんどが、庇護を求めた国による「収容・送還」というさらなる危機に直面していることを意味する。

収容に関しては、世界人権宣言や自由権規約、さらに「拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰を受けることからのすべての人の保護に関する宣言」といった拷問の禁止に関する条約に即して状況をみた場合に、入管収容者の扱いには懸念があるという指摘がなされてきた¹⁴。2020年9月には、国際人権理事会に設置された恣意的拘禁作業部会から、難民申請中の者の長期にわたる入管への収容は恣意的拘禁に値し、国際法違反であるという意見書も出されている¹⁵。

「移民」と「難民」の境界線を越えて

こうした国連からの勧告等を踏まえ、木下氏からは「移民」と「難民」は区別して考える必要がある、「難民」は難民条約に加入している以上は受け入れなければならない、収容されている人々は「難民」だけではないが、「本当の難民」は保護すべきだというお話があった。同時に、出入国管理、日本国内における在留管理、難民申請の受付および認定についても一手に入管で引き受けている現状には限界があり、入管内部における利益相反状態になってしまっていることへも触れてくださった。

一方、「人の移動」を学術的な観点から捉えれば、「移民」と「難民」の境界は時代や地域、世界情勢や政治的な関係性によって非常に恣意的に引かれるものとも考えられる。当事者の「経験」や「置かれた状態」から考えるのか、国家間の政治的な関係のなかで法的に認定する「要件」から考えるのかによって、その境界はいかようにも引き直され得るものであるし、これまでの日本政府の主張するような難民条約の定義に厳格に沿った解釈では、現代社会における「難民状態に置かれた人々」を実質的には保護できないからだ¹⁶。

¹³ 出入国在留管理庁、2020「令和元年における難民認定者数等について」（令和2年3月27日）、http://www.moj.go.jp/isa/publications/press/nyuukokukanri03_00004.html [2021/3/12].

¹⁴ 詳細は、日本政府の報告に対する国連の拷問禁止委員会からの総括所見を参照のこと。日本の入管収容所内で起きている暴行、虐待や適切な医療措置へのアクセスの欠如に関する数々の申し立てがある一方で、被収容者が不服を申し立てる独立機関が欠如していること等とともに、拷問の可能性のある母国への送還の禁止が明示されていないこと（「ノン・ルフールマンの原則」違反）についても同様に勧告されている。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/gomon/index.html> [2021/3/12].

¹⁵ 日本の弁護士グループが、日本で難民申請中の2名が繰り返し長期にわたって入管施設に収容されたこと恣意的拘禁にあたるとして作業部会に通報していたのに対し、2020年9月、作業部会では「2名の拘禁は、国際法違反で恣意的」という意見を日本政府に送った。各報道機関での報道及び作業部会の意見書については、移住者と連帯する全国ネットワークのサイトを参照。<https://migrants.jp/news/voice/20201019.html> [2021/3/15].

¹⁶ 山本（2016）によれば、難民条約の定義について、現代社会においては国際的な人権規範との強い内容的連関を前提として解釈されることが一般化しているため、難民条約の厳格な解釈論を維持しようとする日本政府のような立場は批判を免れ得ないという。山本哲史、2016、「国際人権法の観点から見た日本の難民保護制度の現状と課題」『移民政策研究』第8号、pp.26-42.

また、「難民状態」を背景に母国を離れざるを得なかった状況にありながらも、別の選択肢が目の前に開けているのならば、難民認定申請をせずに別の在留資格において「移民」として日本で生活することもできるだろう。実際に、そのような人々は日本にも多く存在している¹⁷。「難民」としてではないが、シリア出身の人々を「留学生」という身分で日本に受け入れてきた取組み¹⁸なども、その一例といえるであろう。

さらに、収容における人権という観点から考えても、「難民」の人権は考慮すべきだが「移民」の人権は考慮しなくても良い、ということにはならない。特に、庇護を求めているにもかかわらず、「難民」と認定される人々がこれほどまでに少ない日本の現状を考えると、「本当の難民」をどう選別して保護すべきかというよりはむしろ、「移民」であれ「難民」であれ、なぜ適切な在留資格がないような状態に人々が置かれるのか、なぜ彼らの収容・送還が正当化され、それが「自己責任論」に絡めとられてしまうのか¹⁹、収容されざるを得なかった人々の人権はいかに保護できるのか、という観点からの議論をより活発にしていく必要があるのではないか。

入管の収容・送還問題を通して人権を考える際、「極悪非道な入管職員」VS「絶望状態にある収容外国人」という構図や、「日本社会の安全を守る正義の入管職員」VS「日本社会の安全を脅かす犯罪外国人」といった、従来の対立構造が産み出してきた構図をいったん取り払う必要がある。取り払って考えなければ、議論はいつまでも平行線のままだろう。このような構図はなぜ生まれ、どのような背景をもった法制度のもとで、どのような価値観と結びつき維持されてきたのか。一人ひとりが意識や解釈の幅を少しでも広げ、新しい視点を得ること、そして異なる意見の溝を埋めつつ媒介できるようなプラットフォームを作り出すことによって、カテゴリーやステレオタイプに捉われがちな入管法に関する議論を、カテゴリー内部の一人ひとりの人権に配慮した方向に変えることができるかもしれない。そうした希望を持ちながら、木下氏の2回の講義録を是非楽しんでお読み頂きたい。

¹⁷ 本研究プロジェクトの中核研究者である福田友子によれば、アフガニスタンからの「移民」として日本でビジネスを展開している人々のなかには、いわゆる「難民」が置かれた状態を背景として国際移動を決断した人々も多く含まれているという。詳細は、福田友子「第4回移民難民スタディーズ研究会報告 千葉県印旛地域における中古部品貿易業者の集積とアフガニスタン人コミュニティの形成」を参照。https://www.chiba-u.ac.jp/crsgc/csmr/activities/workshop_04.html [2021/3/12].

¹⁸ 難民支援協会では、プライベートスポンサーシップ事業として、JICA では技術協力の枠組みで2017年から実施している。詳細は、難民支援協会ウェブサイト <https://www.refugee.or.jp/jar/release/2017/02/09-0000.shtml> 及び JICA ウェブサイト <https://www.jica.go.jp/syria/office/others/jisr/index.html> を参照[2021/3/15].

¹⁹ 岸見太一氏による南山大学社会倫理研究所第14回社会倫理研究奨励賞の受賞報告（2021年3月16日）での発言および木下氏の講義における質疑応答にヒントを得ている。岸見氏の受賞論文は、岸見太一、2020、「外国人労働者の一時的な受け入れはどんなときに不正になるのか」『思想』1155, pp.61-81.

入管における収容と人権保障 ①

「国際人権論」第6回 木下洋一氏による講義（2020年10月14日収録）

【講演者プロフィール】

大学卒業後、1989年4月、公安調査庁（法務省の外局）入庁（国家Ⅱ種採用）。2001年、入国管理局（現・出入国在留管理庁）へ異動。以降、2019年3月に退職するまでの18年間、入国審査官として東京局、横浜支局、羽田支局等地方（支）局において、在留審査、上陸審査、違反審判等の業務に従事し、末端から入管行政の内側を見続けてきた。

入管行政に対する疑問から、現役職員であった2017年4月、神奈川大学大学院法学研究科に社会人入学。「出入国管理システムにおける行政裁量の統制に関する一考察」で法学修士学位取得。2019年3月、大学院修了と同時に入管局を早期退職後、入管問題救援センター（現 未来入管フォーラム）設立。

木下 ただ今、佐々木先生からご紹介にあずかりました、木下です。私は去年の3月に入管を辞めました。入管行政、いろんな問題を抱えてる。やっぱり中にいても、なかなか変えられるものっていうのも少ないんですよね。ちょっと入管を離れて、入管のいろんな問題について発信をしていきたいなっていうような思いがあって、18年間勤めた入国管理局を去年3月に辞めました。

今日お話しをする内容は、入管に存在している「収容」という身柄を拘束する制度についてです。身柄を拘束されるということは当然、人権が非常に制約をされるということなので、人権という観点からも考えなければいけない問題だと思います。これを聞かれる学生さんの中には、入管の問題についてある程度知識を持っている方もいれば、全く入管のことについて分からないという方もいらっしゃると思うので、そもそも入管の収容とは何なのかということから説明をさせていただければと思います。

そもそも収容って何なのか。なぜ収容されるのか。日本にいる外国人の人たちって、無条件に日本にいられるわけではなくて、おおかたにおいてビザを持っていないければ日本に在留できない。ただ、中にはビザを持ってない人たちっていうのがいるわけです。例えば、在留期限が来たのにも関わらず、そのままビザがなく在留している、いわゆるオーバーステイの人たち。あるいは、日本に来るときにビザをもらわないで不法入国をしてしまった人たち。彼らは入管法違反になるわけです。ビザを持っている人たちでも、場合によっては入管法違反になることがあります。例えばそれはどういうケースかというと、薬物に手を出してしまって捕まってしまった、そういうような人たちは、ビザを持っていたとしても強制送還の対象になるわけです。強制送還の対象になる人は、基本的には国外退去、送還をされる対象になります。その送還までの手続きを「退去強制手続き」というんですけども、基本的には入管

制度は、退去強制手続きは收容して行うんだ、ということになっています。

入管には二つの種類の職責があって、一つは入国審査官。僕は入国審査官だったんですけども、もう一つ入国警備官っていう職種があるんです。この入国警備官が、主に收容・送還業務を担っています。そして、入管法には入国した外国人が入管法違反だということを疑うに足りる理由があるときは、收容令書により收容することができるという規定がある。「できる」という規定なんだけども、実は全件收容するんだというふうに実務上解釈をされています。つまり、入管法違反があれば基本的には收容されるんですよというのが、法律で決められている。

特徴的なのが、收容っていうのは身柄を收容、拘束するわけなので、普通であれば裁判官の令状を必要とする「令状主義の原則」に則るはずなんだけども、この入管收容っていうのは、実は行政手続き、行政処分の一つとして位置付けられてるので、裁判所による令状を必要としてない。入国警備官の請求により、主任審査官が発付することになっている。ここで裁判所はコミットしないんだという令状主義の例外という部分で位置付けられてるというのが、非常に特徴的です。

收容されてるって一体どこに收容されるのかっていうと、入管には收容専門の施設が全国に 2 カ所あります。一つは、牛久の入管として知られている東日本センター、もう一つは、長崎県の大村にある入国管理センター。これらは收容専用の施設です。さらに、これらとは別に各地方入管にも收容所という收容施設が置かれています。例えば、東京の品川入管の中には收容所がありますし、私は横浜入管に長く勤めてたんですけども、横浜入管にも收容施設があるんです。

さっき触れたように、「收容することができる」という規定ですが、基本的には退去強制事由に該当する人たちは、全て收容した上で退去強制手続きが行われる、ということで実務上の解釈が成り立っています。そのような解釈は成り立たないんじゃないかと言う学者の人もいますけども、実務上はそういうふうになっているんですね。

では、收容の目的は何か。一番大きいのは、逃亡の防止だと言われてます。また、在留活動の禁止。例えば、ビザがないのに仕事をしてしまう、そういうことを禁止するのが收容の目的であると解釈をしています。

收容の流れはどのようになっているかという、例えば、オーバーステイの人たちが入管に摘発をされたという、行政手続きとして收容令書というものが出されて收容される。容疑があれば收容されるんですね。ただ、その收容は無期限なのかという、そうではなくて、原則として 30 日、最大でも延長が 30 日で、合計 60 日間しか收容令書による收容はできません。この 60 日間で何が行われるのかという、在留特別許可といって日本にいないといけない事情があるような人たちに関しては在留特別許可を出すと。これが出されないと退去強制になる。退去強制令書が発付されて、そのまま送還をされるということになるんだけども、この退去強制令書が発付された後に関しては、收容期限がないのです。これが、国連や国際機関からは非常に厳しい目で見られている。

このように、入管の実務上の建前は「全件収容主義」といって、容疑があればすべからく収容して、在留特別許可がもらえない限りは、退去強制令書発付後も送還までは収容をし続けるんだという流れなんです。では、退去強制令書が発付されると収容所からはもう一切出れないのかというと、実はそういうわけではありません。「仮放免」という制度があります。これは、収容から一時的に身柄を解く制度です。この仮放免が認められると、収容所から放免されて、自宅だとか、あるいは保証人の家だとかでの生活が認められます。では、この仮放免はどういうふうに決まるのかというと、収容所の所長や主任審査官が、収容されてる者の情状および仮放免の請求の理由となる証拠、ならびにその者の生活、資産を考慮してその者を放免することができるとなっている。つまり、仮放免許可は、入管の自由裁量の行為だとされています。仮放免するしないは入管の判断次第ということで、そこに何かしらの基準が定められてるとか、そういうわけではないんです。

収容所から身柄を解放される、もう一つの手段は在留特別許可です。在留特別許可が認められれば、正規在留者として日本で生活ができるわけです。ただ、この在留特別許可も先ほどの仮放免と一緒に、法務大臣はその者の在留を特別に許可することができるかとされています。永住許可を受けているときだとか、かつて日本国民であった者だとか、人身取引等の被害者に関しては、在留特別許可が認められる。法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認められるときに在留特別許可が認められます。しかし、何をもって特別の在留許可とすべき事情だということを判断するのかというと、それも自由裁量で決められるということですね。こうした法の立て付けのため、在留特別許可に関しては一方的な、恩恵的な自由裁量行為なんだと実務的には解釈をされています。

いずれにしても、在留特別許可がもらえない、あるいは仮放免許可がもらえないとなると、収容が継続するわけです。実際に収容が継続され、長期化していて、それが社会問題にもなっている。そういうケースが去年、特に顕著に見られたということです。

なぜ収容が長期化するのか。収容された者が強制送還になる、そのプロセスなんですけれども、入管法上の建前は、国が責任をもって強制送還をするんだとなっています。つまり、国費送還というのが法律上の原則であって、自ら進んで帰って行くのは実は例外規定なんです。入管法 52 条の 4 項で、自らの負担によって退去しようとするときは、その者の申請に基づいてこれを許可することができるということが書いてある。つまり、収容されている人たちが自分で帰ると申請した場合にはこれを許可しますよ、ということなんですけれども、実際は 9 割以上が自費出国をしてるんです。国費送還っていうのはむしろ実務的には例外になっています。

入管法の 52 条 5 項の規定によると、送還が可能になるときまでは収容を継続することができるかと書いてあるんですが、実務上では、本人が自分から帰ると言わない限りは、収容がそのまま継続をされていってしまうような状況があります。

去年の 6 月に大村の収容所でナイジェリア人の男性が、ハンガーストライキの結果、餓死をしてしまったという事件がありました。そのときの現状としては、被収容者が 1,253 人、

その中で長期収容と呼ばれる 6 カ月以上の収容者が半分以上の 679 人という状況だったんですね。

なぜこうした長期収容が起こったのかというと、2010 年に収容していたガーナ人の男性をガーナに送還するときに、空港まで護送して送還しようとしたところ、この男性はやっばり送還されるのは本意じゃないと、非常に抵抗したんですね。そこで入管職員が抵抗を抑え付けた。つまり、制圧をした。その過程において、この男性が亡くなってしまったという事件がありました。結果から言うと、制圧行為とガーナ人の男性との死亡には因果関係がないというふうに最終的にはなったんですが、一審では、その因果関係が認められました。そういう事件があった関係で、入管が一時期、送還を控えた時期があったんです。無理やり送還するのはやめようという時期があって、送還をせずに仮放免を弾力的に運用し始めた。

仮放免が認められやすくなるとどのような状況が起こるかということ、どうせ俺たち、私たち仮放免されるんだから、送還には従わないよ、強制送還の令書は出てるんだけど、その令書には従わないよっていう人が結構出てきてしまった。入管用語で言うならば「送還忌避者」という人たちです。送還忌避者の人たちが増えてきたことは、行政にとっては危機感があったと思います。僕もこのときには入管にいましたけども、入管のことを聞いてくれないわけですよ。そうするとやはり、このままでは行政が立ち行かなくなっていってしまうっていう危機感が、当然だとは思いますが、非常に高かった。

にもかかわらず、この仮放免許可者はどんどん増えていって、平成 27 年のピークで 3,600 人以上の人が、退去強制令書が出てるにもかかわらず仮放免をされている状態になった。入管のほうでも何とかしなければいけないというふうに思ってたところ、東京オリンピック、パラリンピックの招致が決まり、そこで、「安心、安全社会の実現」というスローガンが掲げられ、それに乗った形で、水際対策の一環として仮放免の運用を厳格化しようと、それまで緩かったものを厳格化しようという動きになっていった。しかし、これは外国人サイドから見れば、これまで認められてきたものが、入管側の一方的な都合により、突然何の説明もなく認められなくなったわけですから、不満や不信感が増大していくのも無理ならぬところだと思います。

仮放免が出されないと、当然、収容も長期化します。収容が長期化すると当然、人権に関するいろんな諸問題が出てくるわけです。もちろんストレスがたまりますし、身柄を拘束されると、心身が疲弊する。心身が疲弊をすると当然、病気になってしまう。病気になってしまうんだけど、入管施設の中の医療体制っていうのはおのずと限界があるわけですよ。また、日本に家族のいる人たちも中にはいらっしゃるわけですが、そういう人たちが収容されると、家族との分断がずっと継続をしていくわけです。それから、長期収容者中の多くの人たちは、難民認定申請もしている。難民認定申請をしている人たちは、本人の主観的な気持ちとしてはもう帰れないということですので、そういうストレスがたまっていく。ストレスがたまると何が起こるかということ、現場の職員とのトラブルが増えていくわけです。でも、これは入管職員にとってもやはり負担なわけですよ。入管職員の心身も疲弊していく、こ

うというような状況になっていってしまった。

収容が長期化し、仮放免が認められないという、先が見えない状況で何が起こったか。集団で仮放免を求めてハンガーストライキが行われるようになってきた。そのさなかで、2019年の6月に大村の収容所でナイジェリア人男性が餓死をしてしまった。これは非常にセンセーショナルに報じられているので、恐らく皆さんもこのことについて知ってる方も多いかもしれないですね。日本において餓死が発生したと。こんなショッキングなことはないということで、政府のほうも法務省の諮問機関として、「収容・送還に関する専門部会」というのを立ち上げたという流れになっていきます。

長期収容になると、やはりいろんな問題、いろんな事件というか事故が起こります。病気になったり、なかには命を落としてしまうこともあります。主な死亡事件を取り上げてみますと、目立つのはやはり自殺ですよ。拘禁状態が長く続くと、非常に精神を病んでいってしまう。恐らく、収容者の過半は何かしらの精神的な疾患を抱えてる可能性があると思います（講義録後の「授業資料」を参照のこと）。

こういう状況で、国際機関からもいろんな勧告や指摘がなされているのです。例えば、2007年の拷問禁止委員会からの報告によると、入管施設において不服申し立てを二次的に審査する独立機関を遅滞なく設置すべきであると。収容に上限を設けなさいと。あるいは、収容の要件に関して公開すべきであるとか。2013年にも再び、独立した審査機関を設けなさいといった指摘を受けています。

一番最近の2018年の報告書ですと、国連のほうももう再三言ってるので、「繰り返しになるが」とかいうような言葉を使っています。繰り返しになるが、収容は最後の手段として、可能な限り短期間のみ用いられるべきであり、収容の代替措置を優先的に設ける努力がなされるべきであるという勧告をしている。けれども、なかなか日本は耳を傾けないというか、ちょっとかたくななんですね。社民党の福島議員が、この国連の求めに政府はどのように対応するのかというような質問をしたところ、やはり政府のほうは上限に関しては考えていない、収容問題に対しては、仮放免制度を弾力的に運用して収容の長期化を防止したり、収容・送還を円滑にしていくんだというような答弁をしています。

このように、国連の基本姿勢では、収容は最低限度で行うべきだという姿勢なんだけど、日本の姿勢は全件収容主義に基づいて、仮放免で何とか運用していくという姿勢を取ってきた。ただ最近では、この日本の収容問題に関して、国連の恣意的拘禁作業部会²⁰が意見書を出しています。クルド人の方とイラン人の方が入管の収容制度について問題があると通報したんですね。これに対する作業部会の意見書では、収容の妥当性と相当性を外部機関が

²⁰ 国際人権理事会に設置された、恣意的拘禁の事例や人権侵害に関する調査を実施する作業部会。日本の弁護士グループが、日本で難民申請中の2名が繰り返し、長期にわたって入管施設に収容されたことが恣意的拘禁にあたることを作業部会に通報したことに対し、2020年9月、作業部会では「2名の拘禁は、国際法違反で恣意的」という意見を日本政府に送った。例えば、朝日新聞『入管による外国人長期収容、国連が国際法違反と指摘＝支援団体』（2020年10月5日）<https://www.asahi.com/international/reuters/CRWKBN26Q19P.html> 参照。

判断していない、司法審査による救済措置がない、また無期限収容であり、これらは恣意的な拘禁にあると指摘されています。改善が非常に強く求められているということです。

一方、日本政府もこのままでいいと思っているかという、やはりそれは思っていないんですね。ナイジェリア人の男性が餓死したという事件から、これに関しては何かしなければいけないということで、専門部会というのが立ち上げられて、それにより提言がまとめられました。これは二つの側面があって、「北風と太陽」のたとえで言うならば、北風の的なものとしては、退去強制に応じない者に関しては罰則を設けるとしています。また、仮放免された者の逃亡に対しても罰則を設けると。収容の上限は設けないし、司法審査に関しても否定的だというような提言がなされている。

ただ、北風政策ばかりなのかという、実はそんなことはなくて、収容に関しては、仮放免とは別に収容代替措置を検討するんだとしています。これは新聞などでも報道されていることですが、監理措置と言って、弁護士だとか NGO が代わりに収容されるべき人の面倒を見て、身柄を拘束しないという制度を考えてると言われています。仮放免についても透明性を確保しよう。あるいは、収容者のプライバシーやケアに対して取り組みを強化しようというようなのも盛り込まれています。

最後になりますが、収容と人権というのは非常に相容れない関係にあるなかで、今、何が問題かという、国際人権法の精神と現行入管法には乖離があるということかと思います。全件収容主義の下で、仮放免を弾力的に運用しようというのですけれども、仮放免自体が裁量によって動いているものなので、その透明性が極めて問題だということですね。これは僕の私見ですが、そもそもこの収容問題っていうのは、退去強制事由該当者、オーバーステイとかそういうような人っていうのはすべからず収容されて、結果的には在留特別許可になるか、退去強制になるか、二つに一つなんですね。在留特別許可がもらえない限りは、結局、送還になってしまうんだけど、ここの部分、この在留特別許可の可否判断をもっと透明化して適正化をすることが、収容問題を大きく前進させるような気がしてならないです。収容の問題は、「収容」だけをクローズアップをするのではなくて、その周辺に何があるのか、どのような問題があるのかも併せてトータルで見っていく必要があるというふうに僕は思っています。

【質疑応答】

学生 A お話を頂きましてありがとうございます。最後の、木下さんの主観としてお話ししてくださった、在留特別許可の可否判断が鍵になるという部分に関してお伺いします。専門部会の報告書などを読んでいて、今の制度だと入管が国境を管理する国の機関であるというその立場からも、「管理する」という面が強いのかなと思っています。在留特別許可ですとか、日本に留まって良いという判断をしていくためには、やはり第三者の立場とか新しい機関などが必要なのかなと考えたりするんですが、そこに関して、木下さんはどう思われますか。

木下 入管の一つの責務として国境管理があるというのは、これは間違いないと思うんです。それ自体を否定するつもりはないですし、入管の役割は、そもそも出入国管理ですので。そこは避けて通れない部分なんだけれども、管理と人権は必ずしも相反する関係にあるとは、僕は思わないんです。人権を尊重して適正な管理をしていくことは十分可能だろうし、それぞれがそれぞれを排除するものだとは思わないです。そういうような意味においても、適正な管理というのは、やはり人権に基づいた管理だと思います。

僕はその中で、適正な管理と人権を結び付ける一つの大きなファクターは透明性だと思うんです。入管行政がどうしても管理一辺倒で人権を軽視していると見られがちなもの、やはり入管行政にはそこら辺の透明性が担保されていないこと、そこに大きな問題があると思うので、いかにこの透明性を高めていくか、これが入管行政を良くしていく一つのヒントになるような気がします。

学生 B お話ありがとうございます。送還を忌避した人たちへの罰則を設けるということがあったんですけど、例えば、強制送還を忌避してる人たちの中には、先ほどもおっしゃったように、難民の方たちもたくさんいると思います。その難民の方たちは、一度申請が却下されても、何回も何回も難民申請を続けるというのが主流だと思うんですが、その罰則の対象者にその難民申請に落ちている人たちが含まれていることに関して、どういうふうに思われますか。例えば、エチオピアからの女性の難民のケースなど、3回目の申請で初めて通るなどということも日本には多いと思いますので。

木下 今回の提言の中で一つの大きなものは、難民申請をしている人たちの問題です。難民申請をしている人たちは、基本的に法律上は送還ができないということになってるんですが、その部分に例外規定を設けよう、送還停止効の例外規定を設けるということが、今回の提言に盛り込まれてるわけです。難民申請をしているにもかかわらず送還をする場合ということで、複数回申請をしている人がその対象になる、というふうには言われてます。そこら辺が、どういう線引きになるのかはまだ見えてはこないんだけど、ご指摘があったように、確かに何回も何回も申請している人はたくさんいるし、何回も申請してるからといって、ではその人たちが難民じゃないかって言ったらそんなことはなくてですね。実際に何回目かで難民認定をされた人っていうのが複数人いるわけですよ。

となると、何回も申請をしている人たちが、入管用語で言う、誤用的申請者あるいは濫用的申請者かっていうと、決してそういうわけではないと思うんです。やはりその誤用的だとか濫用的だというものを、入管自体が決めることが非常に難しいはずなんですよね。自分たちが送還をする対象を、「あなたは誤用的である」と判断する。あるいは、難民ではないにもかかわらず、送還逃れのために難民申請をしているにすぎない濫用的申請者だということを、強制送還をする主体の入管が決める。僕は、それには非常に問題があると思っています。ただ反面、確かに難民じゃない人っていうのは、難民申請者の中には少なからずいます。こ

れは入管にいても、実感として分かります。そういう人たちに対して、じゃあ何もしなくていいっていうふうには僕は思わないんだけど、でもやはり、難民認定をしている人たちの保護と、この送還に関しては、非常に慎重にならなければいけないと思ってます。送還停止効の例外を設けるのであれば、絶対に不可欠なのは、第三者の判断だと思います。第三者の判断なく、ただ、送還停止効の例外規定を設けるといのは極めて危険だというふうに思います。

学生 C 入管は管理という側面の強い行政機関として日々動いているということがよく理解できました。木下さんが行っている未来入管フォーラムは、行政でない民間機関として入管行政に介入をし、その透明性を目指す組織なのかなと私は感じましたが、一方で、立法や司法の方面からどのようなシステム、もしくは手法で入管に関われば、その透明性を担保できるようになると思いますか。

木下 今のところ、司法は入管行政に対して決して積極的には介入していない状況です。僕も、司法による入管のコントロール、入管の裁量のコントロールっていうのは非常に重要だと思っていたのですが、大学院に社会人入学して、そこで裁量についての研究を 2 年間したなかで、結構な量の入管判例を読みました。けれども、入管判例って判を押したように、入管法の立て付けが裁量を非常に大きく認めてるでしょう、ということになっています。もう 40 年前の判決になるんですけど、「マクリーン事件判決」っていう判決があります。有名な判決なんですけど、そこで入管行政に関しては幅広い裁量が認められて当然なんだと。裁量行為が違法になるのはよっぽどのことがない限り違法にならないんだ、というような判断がくだって。そういう意味で、やはり司法は入管行政に対して非常に消極的で、積極的には司法審査をしない立場です。

とはいえ、入管が大きな裁量権を持ちつつも、その大きな裁量権を手を持って余しているのではないかというふうに最近感じています。例えば、去年の 6 月のナイジェリア人男性の大村収容所の餓死事件などがあって、1 人の男性の死が入管を少しは自制的にしたのかなとっていますが、やはり収容制度を考えるとまず仮放免に行き着くんです。仮放免も在留特別許可も、結局、裁量によって決めるものなんだけれども、その裁量統制が、入管のほうでもこのままだとうまくいかないと分かりかけてきたんじゃないのかなと個人的には思っています。それで、専門部会においても、罰則の規定などが含まれている一方で、在留特別許可の透明化だとか、積極運用だとか、仮放免の透明化だとか、そういうような文言も同時に入ってきているので、そこら辺で動きがあるような気がします。

佐々木 全件収容主義自体もそうですが、長期間収容することがいけないという勧告があるなかで、もしその期間を決めて収容するのであれば良いということになるとすれば、その期間はどれぐらいが適切なのか、その辺はいかがでしょうか。何か罪を犯して刑務所に入

る場合に、懲役何年ということで罪の大きさに応じた刑罰が下ることになっているわけですが、では入管法違反、不法滞在というのはどれぐらい収容され、身柄を拘束される必要がある罪なのか、その辺りはいかがなんでしょうか。

木下 僕自身は収容の上限に関しては、実は明確な答えを見つけられてないんです。むしろ僕が問題に思うのは、収容期間の上限よりもすべからく違反者は収容するんだという全件収容主義の立て付けそのものです。全件収容主義かつ収容に上限がない、今の状況は最悪だと思っています。でも、手を付けるべきは上限よりもまず先に全件収容主義だと思っています。誤解を恐れずに言うならば、今、収容されてる人たちを僕はすべからく解放するべきだとか、長期収容だからと言って解放すべきだとか、そういうふうには思わないんですね。送還すべき人たちはやはり送還すべきだろうし、収容されるべき人はやっぱりある程度はいるとは思いますが。それはやはりこの日本社会に対して脅威を与えるような人たちももちろん中には、いるかもしれないわけですので。

ただ、そうじゃない人も必ずいると思うんですね。でも、そうじゃない人たちも収容ができるシステム自体に僕は問題があると思っています。やはり、逃亡の恐れがない人でも、例えば子どもでも、法の立て付けでは収容することができるということになってる。収容したあと、仮放免するかしないかっていうのは、全部、入管の裁量問題になっちゃうんですね。収容の上限を設ける設けないっていうのは、まずその全件収容主義の部分をしっかり吟味した上での話だと思います。

あともう一つは、僕は収容の上限を決めるのにも、それはそれで慎重にならなければいけないと思います。かつて仮放免がそうであったように、1年たったらもう仮放免、半年たったら仮放免っていうのあれば、そこを目指すケースがやっぱりあるわけですよ。これだけ我慢すれば、仮放免される。収容の上限のその先が仮放免だとするならばですよ。先が仮放免じゃない他の選択肢って何があるかという送還だと思うんだけど、でも実際、送還ができない。だから、そこら辺の部分は、上限に関しても慎重な判断が必要だと思います。

学生B 今回、クルド人の方とイラン人の方が国連の恣意的拘禁に関する作業部会に通報したのは、個別ケースとして通報をされたわけですよ。そのインパクトの差ってあるんですか。今まで日本政府が無視してきたのは政府報告への勧告であって、今回の通報で何か変わったりするのかなと思いました。

木下 変わると思います。初めてですからね、個別具体的な事例に対して作業部会が直接的にこういう意見を言うのが。当然、収容・送還に関する専門部会の提言を踏まえて入管法改正もいろいろ検討されていくことにはなるんだろうけども、今回の作業部会の指摘も同じように大きく盛り込んでほしいですね。

やはりここまで国際社会と日本の収容のあり方に乖離があると、国際社会の一員として

日本の人権状況ってどうなのかと疑われかねないものがあると思いますので。今回の通報で指摘をいただいたので、それを生かしていく。それは大いに期待したいとは思っています。

学生D 私は、問題は収容の期間が長いことと、日本の難民認定率がすごく低いことだと思っています。透明性を高めることで収容の問題を解決するのにつながると思うんですけど、結局、日本の立場的には、外国人をあまり受け入れたくないっていうのは変わらないような気がしていて。透明性の担保をすることが難民認定率を上げることに果たして本当につながるのだろうか、ということについて、木下さんはどう思われるか伺いたいです。

木下 難民認定率が 0.4 パーセントって、諸外国に比べて著しく低いわけじゃないですか。ただ、この 0.4 パーセントが低いからけしからんよりも、0.4 パーセントの内容を、なぜ 0.4 パーセントなのかっていうのをしっかり説明ができれば、僕は 0.4 パーセントでもそれなりの意味があるとは思っています。日本政府は適正にやっていますよ。難民審査参与員も含めた上での意見ですので。第三者機関も入ってやってるんですよと言うんだけど、説得力に欠けますよね。やはり難民の審査に関しても、もっとオープンであるべきかなと思います。例えば在留特別許可などとは違って、難民認定に関してはある程度の透明性はあるとは思っているんです。難民不認定になった場合、その理由が簡単なものにあるにせよ、理由もちゃんと告げるじゃないですか。他の入管行政は理由すら言わないですからね。理由付記は、行政手続法の適用外になっていますので。そうした透明性に関して言うならば、まだ難民認定制度は、若干透明性はあるとは思いますが、とはいえ、難民認定された人がなぜ難民認定されたんだというのも詳しく分からない。だから、そこら辺ももう少しオープンにしなければいけないと思います。

もちろんご指摘のように、透明化したからって全てうまく回っていくかについては、難民以外に関してもそんなことはないと思います。ただ、不透明な中でいかなる行政もフェアな、まっとうな判断はできないと思うので、透明化は最低条件かなというふうには思っています。

学生E お話を聞いていると、今の入管の収容、仮放免、難民認定、在留特別許可に関してやっぱり共通で全部、裁量というのが出てきていて、裁量というのが全部この今の問題点と直結しているように、ネガティブに働いているもののようにどうしても見えてきてしまいます。この裁量規定っていうのがどういうあり方が望ましいもので、人権を制限していくためではなく、人権の保護の一つの方法として裁量を活かせる状態を目指せないものなのかというところをお聞きしたいです。

木下 本当におっしゃる通りで、裁量そのものは決して悪いものではなくて、裁量のない行政っていうのは当然、硬直化してしまうし、臨機応変な対応もできなくなるわけじゃないですか。本来、そもそも裁量っていうのは、行政をいかに円滑化していくとか、いかに相手

方の利益を最大限に保護していくのかっていうふうに使われていくべきものだと思うんだけど、入管においてはそちらの方向で裁量が行使していかれてるとは言い難い部分があるんですよ。それは入管が規制官庁であるところも関係しているかもしれないけども、入管が全て裁量を背負い込み過ぎてるということです。

例えば、在留特別許可の可否判断をするにも、いろんな外国人の人たち、いろんな事情を抱えてる。十人十色なわけですよ。そこで、在留特別許可を出すのか出さないのかというような裁量を入管が一気に引き受けてしまっている。入管は、何かの専門家なわけではないわけですよ。でも、収容から送還まで徹頭徹尾、入管しかコミットしないわけです。そこに司法の目が入るわけではないし、第三者の目が入るわけではないんです。そういうなかでは、やはり裁量が一人歩きしてしまうというか、閉じた世界の中で、外部チェックがなく批判もなく裁量が行われてしまう。行政がブラックボックス化してしまうわけですよ。ブラックボックス化した中での裁量は、どうしても何でもありになってしまうという部分があると思います。

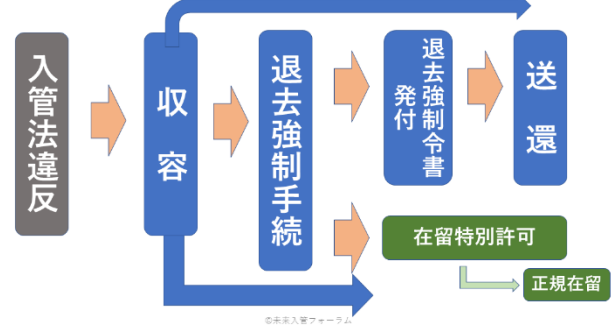
学生E ありがとうございます。法律を整備していった透明性を担保して、かつ、外部からのチェック機能も入れていく中で、裁量をいい方向に転じていくように協力が必要というか。入管が一気に引き受けているものを他のアクターも含めて変えていくっていうところが求められているのかなと感じました。

木下 そうですね。裁量の透明化なんですよ。常に裁量に関しての監視の目が必要だと思います。それがないと、どうしても本来あるべき方向とは違った、行政が何を判断してもいいんだ、となりがちですので、透明化は不可欠だと思います。

【木下氏講義スライド】



收容から送還まで



收容とは？

・入管法第39条

（1項）入国警備官は、容疑者が第24条各号の一に該当すると疑うに足りる相当の理由があるときは、收容令書により、その者を收容することができる。

入管法違反（不法残留・不法入国等）の疑い⇒收容

（2項）前項の收容令書は、入国警備官の請求により、その所属官署の主任審査官が発付するものとする。

收容令書の発付権者＝主任審査官⇒令状主義の例外

©未来入管フォーラム

入管の收容施設



上：東日本センター
下：大村センター

全国2カ所の收容専用施設

東日本入国管理センター
大村入国管理センター

+

各地方入管に收容施設

©未来入管フォーラム

全件收容主義

退去強制手続は原則としてすべて收容のうえ行うという建前

（收容原則主義 收容前置主義とも）

※但し、全件收容主義にかかる明文規定なし

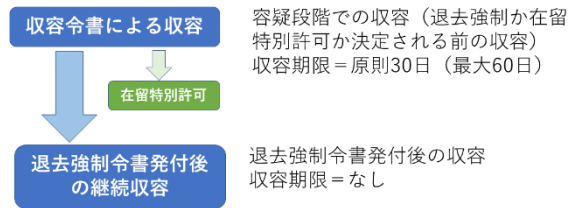
入管法39条1項「收容することができる」

收容の目的

- ・逃亡の防止
- ・在留活動の禁止 【実務解釈】

©未来入管フォーラム

收容の流れ



©未来入管フォーラム

仮放免

・入管法第54条2項

「入国者收容所長又は主任審査官は、前項の請求により又は職権で、法務省令で定めるところにより、收容令書又は退去強制令書の発付を受けて收容されている者の情状及び仮放免の請求の理由となる証拠並びにその者の性格、資産等を考慮して、三百万円を超えない範囲内で法務省令で定める額の保証金を納付させ、かつ、住居及び行動範囲の制限、呼出しに対する出頭の義務その他必要と認める条件を付して、その者を仮放免することができる。」

仮放免許可⇒自由裁量行為

©未来入管フォーラム

在留特別許可

・入管法第50条

法務大臣は<中略>その者の在留を特別に許可することができる。

- 一 永住許可を受けているとき。
- 二 かつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるとき。
- 三 人身取引等により他人の支配下に置かれて本邦に在留するものであるとき。
- 四 その他法務大臣が特別に在留を許可すべき事情があると認めるとき。

非正規在留者等に対して法務大臣（入管）の裁量で与えられる特別の在留許可 ⇒ 一方的恩恵的な自由裁量行為

©未来入管フォーラム

長期化する収容

入管法52条4項

「・・・退去強制令書の発付を受けた者が、自らの負担により、自ら本邦を退去しようとするときは、**入国者収容所長又は主任審査官は、その者の申請に基づき、これを許可することができる。**

→ 国費送還原則、自費出国例外

入管法52条5項

「入国警備官は、＜中略＞退去強制を受ける者を直ちに本邦外に送還することができないときは、**送還可能のときまで、その者を入国者収容所、収容場その他出入国在留管理庁長官又はその委任を受けた主任審査官が指定する場所に収容することができる。**

→ 本人自らが帰国に同意するまで収容継続

長期収容の現状 (2019.6月現在) : アムネスティ日本作成資料より抜粋

各収容施設における収容期間別収容者数 (令和元年6月現在)

官署名	被収容者数	退去強制令書に基づく収容期間						
		6か月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年以上 3年未満	3年以上 6か月以上の 被収容者数	
東日本入国管理センター	316	22	32	67	80	51	49	301
大村入国管理センター	128	18	26	28	12	6	20	110
東京出入国在留管理庁	425	79	68	30	11	3	3	194
東京出入国在留管理庁 成田空港支局	5	0	0	0	0	0	0	0
東京出入国在留管理庁 横浜支局	122	0	0	0	0	0	0	0
名古屋出入国在留管理庁	191	23	4	8	8	0	1	44
大阪出入国在留管理庁	63	6	8	9	2	2	3	30
大阪出入国在留管理庁 関西空港支局	1	0	0	0	0	0	0	0
広島出入国在留管理庁	2	0	0	0	0	0	0	0
合計	1,253	148	138	142	113	62	76	679

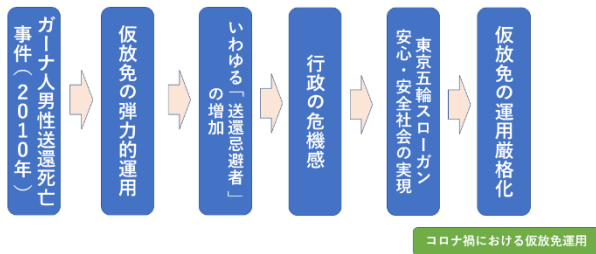
※職員継続勤務の状況を参考にアムネスティ日本が作成
※令和元年6月末現在で被収容者がいない収容所については省略

但し、現在の収容者数は500人以下となっている

©米入管フォーラム

©米入管フォーラム

なぜ収容は長期化したのか



©米入管フォーラム

©米入管フォーラム

入管収容施設等における主な死亡事件：SVI (収容者友人有志) ブログより引用

1997年 8月 9日	イラン	東京入国管理局第二庁舎 (東京都北区)	職員による暴行致死の疑い
2001年10月30日	ベトナム	西日本入国管理センター (大阪府茨木市)	自殺
2006年12月	ナイジェリア	東京入国管理局 (東京都品川区)	病死
2007年2月	ガーナ	東京入国管理局 (品川)	病死
2008年 1月 1日	インド	西日本入国管理センター (茨城県牛久市)	自殺
2009年 3月21日	中国	東京入国管理局 (品川)	自殺
2010年 2月 9日	ブラジル	東日本入国管理センター (茨城県牛久市)	自殺
2010年 3月22日	ガーナ	東京入国管理局成田支局	強制送還中の制圧による窒息死の疑い
2010年 4月 9日	韓国	東京入国管理局 (品川)	自殺
2010年 4月	フィリピン	東京入国管理局 (品川)	病死
2010年12月	フィリピン	東京入国管理局 (品川)	病死
2013年10月14日	ミャンマー (ロヒンギヤ)	東京入国管理局 (品川)	医療放置による病死
2014年 3月29日	イラン	東日本入国管理センター (牛久)	誤嚥性窒息死 (医療放置)
2014年 3月30日	カメルーン	東日本入国管理センター (牛久)	医療放置による病死
2014年11月22日	スリランカ	東京入国管理センター (品川)	医療放置による病死
2017年 3月25日	ベトナム	東日本入国管理センター (牛久)	医療放置による病死
2018年 4月13日	インド	東京入国管理センター (品川)	自殺
2019年 6月24日	ナイジェリア	大村入国管理センター	飢餓死

©米入管フォーラム

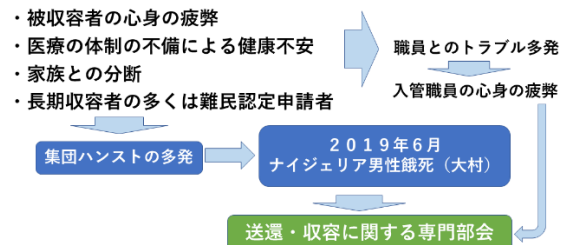
©米入管フォーラム

2013/5/29 拷問等禁止 第2回政府報告書審査 パラグラフ9

- 委員会は以下の事項を懸念する：
 - 出入国管理及び難民認定法に基づく退去強制を命じられた庇護申請者に対して長期の、場合によっては期限の定めのない収容を行っていること、及び、こうした収容決定に対して独立した再審査がないこと；
 - 庇護申請者に対する収容以外の措置を制限的にしか行っていないこと；
 - 入国者収容所等視察委員会が効果的に任務を果たせるための資源と権限が不足していること、及び、同委員会の委員が法務省及び入国管理局により任命されること；
 - しばしば過剰収容となり、通訳を雇用する資源を欠く児童相談所に保護者を伴わない子どもを収容すること；

©米入管フォーラム

収容長期化をめぐる人権諸問題



©米入管フォーラム

国際機関からの勧告 ※マイルストーン法律事務所ブログより引用

- 1998/11/19 自由権 第4回政府報告書審査
 - 収容の厳しい条件、手錠の使用及び隔離室での収容を含む、出入国管理手続中に収容されている者に対する暴力及びセクシュアル・ハラメントに関する申立てについて懸念を有する。
- 2007/8/7 拷問等禁止 第1回政府報告書審査 パラグラフ14
 - 締約国は、庇護申請及び退去強制手続において適正な手続を確保すべきであり、また、入管収容施設における取扱いに関する不服申立てを二次的に審査する独立機関を、遅滞なく設置すべきである。締約国は、退去強制を待つまでの収容期間の長さに期限を設けるべきであり、特に脆弱な立場の人々についてはそうすべきである。また、退去強制令書発付後における収容の要件に関する情報を公開すべきである。

2014/8/20 自由権 第6回政府報告書審査パラグラフ19

- 締約国は、以下のことをすべきである。(c) 収容が、最短の適切な期間であり、行政収容の既存の代替手段が十分に検討された場合にのみ行われることを確保し、また移住者が収容の合法性を決定し得る裁判所に訴訟手続をとれるよう確保するための措置をとること。

2014/9/26 人種差別撤廃第7・8・9回政府報告書審査 パラグラフ23

- 委員会は締約国が以下のことのための措置をとるよう勧告する。(b) 庇護希望者の収容が最後の手段としてのみ、かつ可能な限り最短の期間で用いられることを保証すること。締約国は、その法に規定されるように、収容の代替措置を優先すべきである。

©米入管フォーラム

- 2018/8/30 人種差別撤廃第10-11回政府報告書審査 パラグラフ35, 36
 - 委員会は庇護申請者の無期限収容についても懸念を表明する。委員会は、庇護申請者の地位が通常は仕事もできず、社会福祉も受けられず、過剰収容された政府のシェルターに委ねられたり、あるいは虐待や労働搾取を受けやすい環境に置かれていることに懸念を表す。
 - 36. 難民及び避難民に関する一般意見22 (1986年) を想起し、委員会は、締約国は全ての庇護申請者は適切な配慮を受けるべきであることを確保すべきことを勧告する。委員会は、締約国が入管収容の最長期限を設けること、及び過去の勧告 (CERD/C/JPN/Co/7-9, para.23) の繰り返しになるが、庇護申請者の収容は最後の手段として可能な限り最短期間のみに用いられるべきであり、収容の代替措置を優先的に手今日するように努力がされるべきであることを勧告する。委員会は締約国は庇護申請者に対し、彼らの申請後6か月経過した後は就労を許可するよう勧告する。

©国連入管フォーラム

- 第三者機関の設置
 - 退去強制手続の目的は、被退去強制者を確実にかつ迅速に送還することであり、そのため被退去強制者を原則として収容した上で退去強制手続を進めることとしているが、被退去強制者の個々の事情を考慮し、年齢、健康状態その他の理由により人道上配慮を必要とする場合には、妊婦、子供等に限らず、**仮放免制度を弾力的に運用**し対応しており、御指摘のような「**第三者的な判断により収容の執行停止が可能なシステム**」を設ける必要はないものと考えている

国連は日本の収容制度について再三にわたり改善勧告

国連の基本姿勢 = 収容は必要最低限度で行うべき → 制度改善求める

日本の基本姿勢 = 全件収容主義維持 → 仮放免の運用で調整可能

©国連入管フォーラム

政府の対応

H19.12.10 福島議員の質問主意書に対する政府側答弁書抜粋

- 収容の上限
 - 長期間にわたって送還できない場合や、収容期間の長短を問わず、年齢、健康状態等にかんがみ人道的配慮を要する場合には、個々のケースに応じ、**仮放免制度を弾力的に運用**し、一時的に身柄の拘束を解くという措置をとっており、**これにより、収容期間の長期化の防止を図ることができると考えている**ところ、他方、仮に退去強制令書発付後の収容期間の上限を制度的に設けるとなると、逃亡のおそれ、違法な就労等の開始、送還時の身柄の確保の困難化等の種々の問題への対応が難しくなるものと考えている。

©国連入管フォーラム

国連「恣意的拘禁作業部会 (WGAD)」の意見書

※2019年10月にトルコ人(クルド人)とイラン人の男性2名が国連作業部会に通報。2020年9月に回答。

- ①個別に収容の必要性と相当性を外部機関が判断していない
- ②司法審査による救済措置がない
- ③無期限収容



入管収容は恣意的拘禁にあたり、収容の最大期間は法律で定められなければならないと指摘

©国連入管フォーラム

「収容・送還に関する専門部会」による提言

※人権規制強化的提言

- 退去強制令書が発付されたものの本邦から退去しない行為に対する罰則の創設
- 仮放免された者等による逃亡等の行為に対する罰則等の創設
- 収容の開始又は継続時における司法審査の否定
- 収容期間の上限決定の否定

©国連入管フォーラム

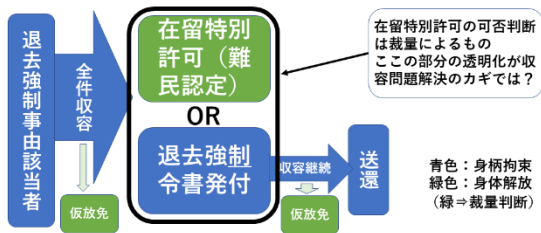
※人権擁護的提言

- 収容令書・退去強制令書の発付後から送還時まで収容することが原則とされる現在の制度を改め、仮放免とは別に、新たな収容代替措置等の導入を検討 (⇒「監理措置」の検討)
- 仮放免については、その許否判断の透明性を確保するよう、その要件・基準を現在よりも明確なものにし、法令に適切な定めを置くなどしてこれらを公にすることを検討すること。
- 仮放免を不許可とする場合、その理由をより具体的に告知するものとすることを検討すること。
- 被収容者のプライバシーの確保やケアに関する取組等の被収容者の処遇

©国連入管フォーラム

収容と人権 残された課題

国際人権法の精神と入管の現行収容制度の乖離
全件収容主義と仮放免の透明性の問題



©国連入管フォーラム

入管の収容と人権保障 ②

「国際人権論」 第8回 木下洋一氏による講義（2020年11月16日収録）

木下 あらためまして、木下です。前回、お話をさせていただいて、学生さんのほうからたくさん質問、感想をいただきました。それを読んで、もう僕は本当、びっくりしました。どの感想、どの意見、どの質問も非常に鋭くて、深い質問ばかりで。できれば、僕、これ一つ一つに答えていきたいなっていうふうには思ってるんだけど、時間の関係で皆さんの質問やご意見の中から、一番、関心がありそうなことに絞って、僕が答えられる部分を答えていきたいと思っています。

まず、前回の復習も含め、入管法違反と収容、仮放免についてです。例えば、オーバーステイになってしまった人たち、あるいは日本に偽造パスポートで入ってきた人たち。あるいは、ちゃんとビザを持って生活をしてても、何か罪を犯してしまって、在留資格を失ってしまった人たち。そういう人たちは、入管法違反になるわけです。入管法違反になると、収容をされる。その根拠が入管法の第39条。入管法違反が疑われる場合は、その者を収容することができるという規定ですね。ここには収容することができる、という「できる規定」で、収容しなくてもいいんじゃないのっていう解釈も成り立ち得るような条文になっている。

ところが、実務上の解釈っていうのは、全ての入管法違反者、入管法違反を疑われる者は収容されると解釈されている。まず、入管法違反になると原則として退去強制になると法律では書かれています。もし収容を前提とせず、収容されないままの状態で行われるのであれば、当然その規定が入管法に書かれてるだろうと思われるわけですが、入管法にはその規定が全く書かれてないんですね。裏を返すと、収容を前提としない退去強制手続きを入管法が想定していないということで、全件収容主義を法そのものが予定しているんじゃないかと解釈をしているわけです。

もう一つ、退去強制手続きに乗せられると、退去強制事由に該当するかしないかの審査をしていくわけですが、入国審査官の審査に誤りがないかどうかを、特別審査官という人が審査をする。そこで退去強制事由に該当しないとなったら、その者を直ちに放免しなければいけないというふうに書いてあるわけです。放免をするということは、収容が前提になってるっていうのが当然の解釈だろうということで、入管法には全件収容主義とは一言も書かれてはないんですけども、条文解釈によって全件収容主義が前提とされているというのが、実務上の解釈です。裁判所のほうでも、全件収容主義に関して否定的なものは出ていないです。

もちろん、全件収容主義は基本的には違うという学者の先生、弁護士の先生もいます。授業で紹介があったかもしれないけれども、入管の問題にいろいろと携わっていて、発信をされてる児玉弁護士などは、全件収容主義は間違いであるというようなことを論文でも書いていまして、非常に傾聴すべき意見だと思います。

あと、質問で多かったのが収容に上限を設けるか否か。国連のほうからも、再三、無期限収容はよくないと言われてると。ただ、これも入管法では「送還が可能になるまでは収容す

ることができる」という法文上の規定があるので、収容の上限というのは、法文上は設けられていないわけです。また、収容の上限を設けるとなると、その期限に達したらどうなるのかという問題が出てくる。すべからく、放免をしなければいけないのか。仮放免なのか、身柄を拘束しない状態にするのか。そういうふうになると、もちろん収容してる人たちは、そこを目指していっちゃう人っていうのが出てきます、きっと。

仮放免者数が、実は今でこそどんどん減ってきてるんだけど、平成 27 年の時点では、退去強制令書が出てるにもかかわらず、それに従わないで送還を忌避して仮放免になってる人たちが、3,600 人以上いたわけですよ。なぜそういうふうになってたかということ、仮放免が以前は柔軟に認められていて、そういう状態だと、半年、1 年、我慢すれば仮放免されるんだというので命令に従わない人たちが、たくさん出てきてしまった。これは入管にとっては、非常に頭が痛い問題だったし、僕、当時、入管の職員としていましたけれども、入管が決定をしてもそれを平気で無視をしてしまう状態には大きな危機感を感じていたということがありました。収容の条件を設けるのは構わないかもしれないけども、それと同時並行的に、送還をどうやって担保するのも考えていかなければいけない問題なんじゃないのかなと思ったりしました。

次に、皆さん方の関心が多かったのが、仮放免の問題ですね。仮放免は、全件収容主義の下、全ての人たちが収容される。ところが、全ての人を収容することは、物理的にも難しいわけです。入管の収容施設は非常に限られてるわけですし、人員も限られてるわけで。そうしたなか、結局、仮放免をうまく運用しながらということになってしまうんですが、この仮放免自体が、全て入管の裁量に任されてる。そこには、基準がないわけですよ。仮放免をするにしても、許可されるにしてもされないにしても、その理由が開示されないという問題点があるわけで、非常に不透明なものです。そこで、第三者の機関を設置して、透明性を確保していこうというような案も出されていますけれども、その第三者機関、どのような機関が望ましいのかという質問もいただきました。

学生さんのなかに、刑事裁判における裁判員制度を参考にするのはどうですかという意見がありました。それも一つだと思う。ただ、国民に対する負担が大きくなってしまふのは、いろいろ考えなければいけない部分はあるかと思えますね。

仮放免の問題で一番大きいのは、仮放免したはいいけれども、それは、あくまでも塀の外に出ていいのであって、そこで自由に生活をしていいという許可ではないということです。仮放免をされたとしても、仕事をするのができない。仕事をするのができなければ、食べていくことはできない。そこが非常に大きな問題になる。仮放免って、一時的に身柄をとくこと。あくまでも、一時的なんですね。

ところが、仮放免されてる人たちの中には、それこそ 10 年単位で仮放免されてる方がいらっしゃるわけです。特に、子どものときに日本に来て、仮放免をずっと継続して、気が付けば大人の人たち、いるわけですね。たくさんね。その間、親も働けない。本人も働けない。千葉大学に、そういうような学生がいるかどうかは分からないんですけども、在留資格がな

いけども、非常に優秀で大学に入って優秀な成績を修めて就職をしたいんだけど、在留資格がない人は、実は少なからずいるわけです。どうやって飯、食うんだっていう話に当然なってくるわけですね。建前上は、保証人がちゃんといるだろうと。保証人が、その人の生活を賄うべきだと。だけど、保証人が10年もその人の面倒をずっと見続けるわけには当然、いかないわけです。

これに関しては、実は、かつての入管っていうのは、そこら辺の部分はちゃんと分かって、見て見ぬふりをしていた。行政としては、どうなのかなとは思いますが。ただ、稼働するのは大目に見てたっていうのは、ありましたね。僕、入管で退去強制手続きにタッチしたことが2回あるんですね。2008年からの3年間と、2016年からの1年間。2008年からの3年間は、入管は仮放免者に関する稼働をほとんど問題視していなかったです。仕事をしなければ生きていけないというのは、それは暗黙の了解として、入管も分かってたのでね。ですが、東京オリンピックの招致が決まって、仮放免が厳格化されていく流れの中で、そこを厳しくしていった。

なぜ厳しくしていったかという、入管の意図としては、稼働ができなければ帰るしかない、本国に帰ってくれるだろうという期待が働いたからだと思います。仮放免されても、稼働ができない。あるいは仮放免自体が、されなくなってしまう。これじゃあ生活ができないから、帰りましょうっていう帰っていった人たちは、実は多いんですね。ただ、そういう人たちだけじゃなくて、帰るに帰れない人たちっていうのはいるわけですね。そういう人たちは残ってしまって、入管が言う「送還忌避者」になって、長期収容になっていってしまうという状態もあると思います。

いずれにしても、稼働に関しては、これは入管側のほうも分かっている話です。実際どういう形になるのかは分からないけども、入管法改正によって、監理措置といって弁護士さんとかNPO法人が後見人みたいな形になって、収容しないで一定の社会生活ができるようなシステムをつくらうという法案を練っている²¹。その法案は、今日詳しくは触れませんが、そこにも、いろいろな問題がありますよ。本来、国でやるべきものを、民に押し付けてるんじゃないとか、いろいろな批判はありますし、検討しなければいけない問題はあります。

それから3点目ですね。国連のいろいろな委員会から、いろいろな指摘、改善の要望というのが再三にわたって出てるにもかかわらず、日本政府はなかなか重い腰を上げない。なんでなんだと。国連から言われて、日本は国連加盟国ですし、自由権規約、社会権規約、締結してますよね。他にも、あまたの国際人権条約に入ってる。にもかかわらず、特に収容に関

²¹ 2021年2月19日、政府は入管法改正案を閣議決定したが、支援団体や弁護士など「監理人」の監督のもとで生活できるようにした監理措置は、退去強制令書発付前の外国人を原則対象としており、判断も入管に委ねられたまま、就労は収容が初期のうちには認められないものとなった。例えば、朝日新聞『入管法改正を閣議決定 難民申請中の送還停止2回まで』（2021年2月19日）参照。一方、野党側からは入管制度と切り離れた「難民等の保護に関する法律案」と閣議決定された改正案とは別の改正新案を共同提案している。毎日新聞『「入管制度から切り離れた難民保護」の新法案、野党が共同提案』（2021年2月18日）
<https://mainichi.jp/articles/20210218/k00/00m/010/283000c> [2021/3/4].

することに関しては国連からのいろいろな意見がなされ、改善を要求されても、なかなか変わっていかない。

なぜかという、僕は、これは入管の問題というよりは裁判所の問題だと思っています。入管訴訟で、国連からの勧告などが裁判で出される。国連がこういうようなことを言ってるじゃないかと原告側がよく主張するんですよ。でも、裁判所はほとんどそれを取り上げない。なぜかという、結局、国連の意見に法的拘束力がないから、それに拘束されることはないんだということになるわけです。確かに、法的拘束力はないかもしれないけども、でも少なくとも国際機関の、しかるべき機関が出してる勧告なので、それを無視するのはどうかと思うんだけど、裁判所のスタンスはそういうようなスタンスです。

裁判所が変わらなければ、僕は入管も変わらないと思うんですよ。入管が、自ら何かを変えていこうというのはなかなか難しい。入管のいき過ぎた部分だとか、問題がある部分をしっかり是正していける唯一の手段というのは、司法統制だと思います。ところが、司法のほうが入管の主張をただ追認していくようになってしまっている。

なぜ、そういうふうになっているのか。一つには、入管訴訟のメルクマールのものになってるマクリーン判決が入管の裁量を大きく認めていて、それが判例になってると思います。いずれにしても、裁判所のほうが、国際機関、国際条約に関する意識が低いこと、そこに大きな要因があると思っています。

4点目。難民の保護と制度濫用についての質問も多くありました。難民は保護しなければいけないんだけど、一方で、制度を濫用する人たちも、たくさんいると聞いて、ここら辺のバランスをどう取ったらいいのか。これ、本当に悩ましい問題だと思うんですが、この難民を語る上で、とても注意しなければいけない部分がある。難民と移民というのは、混同されがちなんですけども、はっきり分けて考えなければいけない問題だと思います。移民というのは、それこそ国の裁量で、この移民は入ってもいいけれども、この移民はノーサンキューだということが言える。日本に来る人たちを、すべからく受け入れることっていうのは、現実的には難しいと思いますし、またそれは、そういうようなことをやってる国というのは、多分ないと思います。主権国家である以上。

ところが、難民はちょっと違うんですよ。難民は、国家の裁量によって、受け入れる、受け入れないということを決められるわけではなくて、難民条約に加盟してる以上、難民は保護しなければいけない。その部分で、難民と移民というのは、全く違うわけですよ。ただ、難民申請者としてくる人たちの中には、稼働を目的として来る人たちというのも、少なからずいるのは間違いないです。僕自身は、難民審査というのに直接的にはタッチしたことはないんですが、入管のカウンターに出ると、1日、何人かの人たちが難民申請に来ます。カウンターで応対して、なんで難民申請するんですかと聞くと、多くの人が、働きたいからって言うんですよ。あなたは難民なんですか。いや、難民ではないんです。難民ではないんだけど、働きたいんですというふうに来る。

例えば 90 日の観光ビザで日本に入ってきて、この 90 日以内に難民申請をする人が結構

います。なぜ、こうした手順で難民申請をするかという、基本的に難民認定審査にはすごく時間がかかるので、正規在留者で難民申請をした場合、難民申請をしているビザっていうのがもらえるんですね。そのビザをもらえて6カ月たつと、お仕事ができます。なぜならば、難民認定まで時間がかかるので、それまで生活しなければいけないでしょう。難民認定申請中は、稼働をしてもいいっていうルールがあったんです。本当の難民の人たちだったら、もちろんそれを当然、難民と認められるまで仕事してくださいでいいんだけど、多くの人が、いや難民じゃないんだけど、働くビザが欲しいっていう人がいました。

今は、この働くために難民申請をすることができなくなったので、さすがにそういう人は減ったんですけどね。減ったんだけど、まだ、そういう人たちは確かにいます。その人たちにすごく問題があるんだというふうに入管も言いますし、世間もそういうふう言うんだけど、僕は、これ果たして、どうなのかなと思うんです。制度はそこにあるわけですよ。彼らは、別に法を犯してるわけではないわけですよ。悪いことしてるわけではないわけですよ。ただ、難民申請をすれば働けるということがうわさで広まって、彼らのほうとしても、別にオーバーステイをしたいわけではないと。法は守りたいと。でも、働きたい。そういう制度があるのであれば、制度を使ってみようかなっていう、そんなに悪意がないような形で、申請をするんですね。難民じゃないんだけど、働きたい。素直に言うわけです。それはそれで確かに問題なんだけど、僕がすごく違和感を覚えるのは、それをあたかも、その申請する側がけしからんというように、そっち側に全て押し付けてしまって、制度を放置していたこと。今まで、それをずっと放置していたわけですよ。それで難民申請がすごく増えたから、この濫用はけしからんみたいなことを言い出すのは、それはどうなのかなというふうに思いますよね。

これは、もちろん申請する側がいるからの話なんだけど、これは制度で対応していくべきだなというふうに、僕は強く思っています。そういう意味で、確かに濫用者っていわれてる人たちはいるんだけど、でも、その防止策ばかりに目を取られていて、本来の難民の保護がないがしろにされていったら、元のもくあみになってしまうので。そこら辺は、考えなければいけないなと思っています。

最後に、入管行政は非常に不透明なんだというのがよく分かりましたという感想もたくさんありました。これに関しては、入管が悪いというよりも制度の立て付けが非常に悪いと思っています。法が、この入管の裁量を全くコントロールしていないところが、非常に問題があると思っています。

学生さんの意見として、ガイドラインとか、そういうようなのを作って、それを公表していけばいいんじゃないのかというのがありました。もちろん、それはすごくいい意見なんですけども、実はもう既に、入管はそういうのはやっているんですね。問題なのは、公表されたガイドラインそのものが、実はそれがそれで、ないがしろにされてしまっていること。なぜかという、そこも入管の主張、入管の言葉で言うならば、ガイドラインというのはあくまでも目安であって、基準じゃないと。それを守らなかったからといって、それが

直ちに違法になるものではないというようなことを、言ってるわけですよ。結局、ガイドラインとか、そういうものを作っても、入管がそれを遵守しないということもあるわけです。そうすると、ブラックボックスにまた逆戻りになってしまう。裁量基準は法制化をしていかなければ、入管行政はうまく回っていかないかもしれないですね。

あともう一つは、デュープロセスの徹底だと思います。外国人の出入国に関する事項は、行政手続法の主要項目からの適用外にされてしまっている。行政手続法で定める、例えば審査基準の設置、処分基準の明確化、あるいは不利益処分に対する理由の付記ですよ。理由をしっかりと相手に伝える。そういうものが、法律的に課せられてない。基準をつくらなくてもいい、不利益処分をしても理由を伝えなくてもいいというのであれば、恣意的な裁量が跋扈していつてしまう。そういう危険性があると思います。従って、デュープロセスをしっかり構築していくことが、入管行政を透明化していく一つのファクターになり得るんじゃないのかなと思います。

【質疑応答】

学生 A お話、ありがとうございます。入管の裁量についてですが、もともと対象となる方がすごく少なくて、そういう方に対して柔軟に対応するために、裁量という形で始まった制度が今まで続いているとか、以前は適正に働いていたものが現在の対象者の増加に対応できていないなどという現状はあるのでしょうか。

木下 裁量が大きくなったり小さくなったりというのは、その時々々の社会状況にも当然、左右はされるものだと思います。ただ、入管法が産声を上げたのって、終戦直後ですよ。入管法って、もともとポツダム政令だったんですよ。GHQ がつくった、GHQ の下で発せられた政令だったわけ。それが、今の入管法の母体で、入管法の骨格って、実はそのポツダム政令と全く変わってないわけですよ。大きな裁量権を法で与えているというのも、ポツダム政令の、そのままなんですよ。

1950 年前後と、70 年たった今の状況って、全く違うわけですよ。でも、入管法の発想ってというのは、基本的にその終戦直後の発想から始まっているわけです。この大きな裁量権とか、入管法のそもそもの大本は何かというと、それまで日本国籍を持っていた朝鮮半島出身者の人たち、あるいは台湾の人たち、彼らをいかに管理するかっていう発想からできているのがこの入管法であって。その入管に基づく大きな裁量権っていうのも、実は台湾・朝鮮半島出身者の人たち、とりわけ在日コリアンの人たちをいかに管理するか、から出てきた発想だったわけですよ。

裁量もそうだし、全件收容主義も、実は僕は、それに関係するのだと思っています。全件收容主義で、收容に上限がなく、そのまま本国に返す。つまり、本国に返すっていうのは、当時は、ほぼイコール朝鮮半島に返すだったんですよ。朝鮮半島に返すために、船着き場の待合室みたいなものとして想定していたのが、僕は收容所だと思ってるんですよ。そこ

の発想から来て、取りあえず、船が出るまでここに皆さんいてくださいよと。全員いてくださいよという意味合いでの全件収容主義だったと思うんだけど。今はもう全然、違うわけですよ、その状況とは。にもかかわらず、全件収容主義だけは残ってしまっている。裁量にしても、収容にしても、もともとの発想が、この国際化の時代を見越したものではないということはおききたいと思いますね。

学生 B 木下さん、お話ありがとうございました。質問なんですけど、日本の入管行政は何かしらの形で、難民を受け入れないという方向に持っていったような傾向が見られると思うんです。長期収容化の問題の一つとして、認めないなら認めないで強制送還したり、仮放免を出すという方法もあると思いますが、入管は自主的に日本を出ていくことを促すために収容したままじゃないかというふうなことが考えられると思うんです。しっかりと認定しないなら、その申請者の方の今後の道のりっていうのを決めるべきなのかなと思うんですけれども、もうちょっと難民保護のシステムづくりというほうに入管が動くことっていうのはないんでしょうか。

木下 さっきもちょっと触れたんですけども、移民と難民、そこは分けて考えなければいけない。この収容の問題にもそこが大きく関わってくると思っています。収容されてる人たちは、全て難民ではないんですよ。当たり前なんですけど、難民申請者もたくさんいますよ。いますけども、してない人も、もちろんいるわけであって。ただ、難民申請中は収容はされても、送還されないんです。ノン・ルフールマンの原則で。そこで何が起こるかという、難民じゃなくても、送還を避けるために難民申請をする人たちも出てくる。

難民認定申請は、難民性があるにせよ、ないにせよ送還を回避する法的に許された唯一の手段なわけですね。そこで難民だろうが、難民じゃなかろうが送還を避けるために難民認定申請をする、せざるを得ないっていう現実がある。そこで、難民を保護するのと難民申請者を保護するのと、また別の話になっちゃうので、そこら辺のバランスは、入管は本当に難しいと思います。

僕も、入管で退去強制手続きにタッチをしてて悩ましかったのは、収容されてる人たちが突然、自分は難民なんですって言う人は多いんです。今まで難民なんて一言も言ってなかったじゃん。なんでいまさら難民って言うんだって聞くと、難民申請しなければ、このまま送還されてしまうからっていうわけですよ。難民を保護する前段階として当然、難民認定というのがあるはずですよ。ただ、難民認定がされない。難民認定がされないとなると、入管の意識としては、難民ではないので、それではどうやって送還したらいいのかなっていう方に意識がってしまうような気がするんです。

難民保護に関しては、入管がやるの、僕は無理だと思うんです。送還役を担ってる役所と難民保護をする役所が、一緒な役所なわけです。そこら辺の冷淡さというようなのは、結局、同じ機関がやっているところに起因をしていて、それを切り離して難民の認定を入管とは

また別の組織がやらない限り、出口は見えていかないんじゃないのかなと思っています。

学生 C 結局、入管もある種、国に使われてしまう部分がすごく多いのではないかと思ってしまいました。世論から、どうして日本が難民をもっと受け入れないんですかって声が出たときに、働きたい人が難民申請をしてるからということ、入管が持つてるデータとして出す、というところもあるわけじゃないですか。保護する機関と、送還することが目的の機関が同時に難民問題に当たるのは無理があると改めて思いました。

木下 この保護機関と送還機関の分離は、弁護士会も、あるいは難民支援の団体からも出ていることですよ。もう一つ、僕が思うのは、入国審査を担当してるのも入管なわけですよ。難民が庇護を求めてくる。入国審査の時点で、上陸の時点で、求めてくるわけですよ。その部分で、入管が適切に判断できるのかといたら、僕、それ難しいと思うんです。結局、入国を許可して、難民認定手続きをするのも、入管なわけですよ。許可するのも入管となると、心理として、この人を入れてしまったら入管の仕事、増えちゃうなということになっちゃうわけですよ。そういうような意味でも、僕は入管が難民を扱うのは、本当に無理があると思っています。

学生 D 入管法違反になってしまって退去強制手続きをするというお話のなかで、帰るに帰れなくて長期収容になってしまう人がいるということをお話ししていただいたんですけども、その帰るに帰れないっていうのは、経済的に苦しくて帰れないとか、そういう理由なのでしょうか。

木下 経済的な理由っていうのは、もちろんある人もいるんだけど、多いのは本国に帰ると命の危険があるんだというふうに、主観的に思ってる人たち。それと、もう一つは日本において、結婚をしていたり、家族を持っていたりする人たち。そういうような人たちが、家族を置いて帰れない、帰りたくないというので送還を拒むっていうケースが多い。この二つは多いと思いますね。

ここで、僕ちょっと言いたいんですけども、送還を忌避してる人、確かに一定程度いるんだけど、95パーセント近くの人たちって自分で帰っていったんですよ。送還忌避もせずに。僕、入管に18年いて、これ実感なんですけども、自分たちで帰っていく人たちには、何の事情もないのかといたら、それは絶対そんなことないです。実は送還を忌避している人たち以上に、深刻な問題を抱えてる人たち。あるいは切実な問題を抱えている人たちも、泣く泣く帰っていくっていうのを、僕、たくさん見てきてる。それは、ぜひ皆さんがたに伝えたいと思っていて。送還忌避をしていないでみんな帰っていくからといって、彼らは帰ってしかるべきなんだってことは、僕は思わないんですよ。

例えば、本当に入管の決定に不満を持ってたとしても、おかしいなと思ってたとしても、

彼らには闘うすべがないんですね。入管は行政手続法からも除外されているとさっき触れましたけれども、行政不服審査法からも除外をされていて、不服審査の申し立てっていうのもできないんです。結局、残された道って訴訟しかないんですよ。訴訟しかないんですけども、日本人ですら、訴訟するのって一苦勞じゃないですか。経済的なものも含めて、手間も含めてです。外国人が、それが簡単にできるかといったら、できないですよ。

司法も救ってくれない。司法に訴えることもできない。日本に子どもがいたり、あるいは日本人の子どもの親だったりする人でも、退去強制になる人たちがいるわけです。そういう人たちも結局、闘うすべがないので帰っていく。ですので、自分から帰っていく人たちが、何ら理由がないのかというと、そんなことはない。ぜひ皆さんがたには、そのことを知っていただきたいですね。

だからこそ、手続き的なものをもっと充実をさせていく。第三者機関が、ちゃんとフェアに判断をするっていうシステムをつくる時期にきているというふうに、僕は強く思います。

佐々木 木下さん、どうもありがとうございます。最後、とても重要なお話をいただけたと思います。95パーセントぐらいの人たちが自主的に帰っていったとしても、何らかの事情をもって、泣く泣く帰っていく。その一方で、自分の出身国が強制送還を拒否しているというケースもあると聞いています。そのあたりは、いかがなんでしょうか。

木下 自分から帰っていくと言わない限り、母国のほうが受け入れないという国もありますね。こういう場合、収容されてる本人は、帰らないことに何の責任もないわけです。それは国同士での話で、国が拒否してるわけですので。でも、今の状況では、本国が受け入れを拒否しているので、自分から帰ると言うまで収容しますよということをやってるわけですよ。だから、自分から帰ると言ってくださいと。それまで、収容をとかないよっていうふうなのを、やってるんですよ。それで出口が見えない状況になっちゃってますよね。

小川 問題点がいろいろあるということも分かり、デュープロセスをどうつくっていくかということが、すごく大きな課題だということも分かりました。海外でも送還に対して納得している人は多分いないと思うんですけども、木下さんの目からご覧になって、制度としてデュープロセスがきちんと機能しているケースというのはありますか。

木下 僕は実は、比較法をやったことがなくて。しかも海外の入管事情には非常に疎いんですね。ただ、人権に対する意識がだいぶ違うというのはいろんなところから耳にします。例えば、イギリスの場合、収容されてる人たちは携帯電話も使える。日本では、携帯電話、使えないんです、収容所の中では。あるいはネットのアクセスなどもなかなかできないんですよ。海外では収容をしている側も、収容者に対してそれなりのリスペクトを持って対応していると聞いています。こうした収容者に対する人権意識は、ちょっと日本と欧米は違うかも

しれないです。

学生さんの質問の中でも、日本人全体の人権意識の低さが、こういう問題を引き起こしているのではないのかという意見がありました。日本人の人権意識について、世界的な位置付けがどうかということに関して専門的に研究をしたことはありませんが、例えばコロナを例にすると、コロナに感染した人が悪いんだ、そこにも責任があるんだという人が、日本人は突出して高いというデータを先日見ました。自己責任論を重んずるといえるのか、そういうのがある。これが人権意識にどういうふうにリンクしてるのか、うまくは言えないのですけれども、特に外国人や入管政策に関して言うならば、ちょっと危険な部分もあるのかなと思っています。

長期収容は、そもそも法を犯してる本人たちのせいだという意見、ネットなどでは多いじゃないですか。でも、入管の裁量によって、同じようなケースでも認められるものと認められないものが（理由が明確にならずに）出てくるわけですよ。そういうなかでの不公平感に関する抗議などもこの送還忌避に含まれてると思うんですよね。そういう部分を抜きにして、そもそも法違反者なんだから、本人たちが文句言うのはおかしいっていう意見は、ちょっと危険な部分があるような気がしてならないですね。

小川 審査官など、審査や収容に携わる方たちは、例えば国際人権法などを学ぶ機会はあるんですか。

木下 実は僕、途中から入管に異動した人間なので、入管の例えば新人研修だとか、あるいはその後の研修、長期的な研修には参加したことがないです。そこで、どのような教育が行われてるのか、研修が行われてるのかを直接知る機会はなかったんですが、僕が知る限りは、そこら辺の部分を学んでるふうには思えないかな。もちろん、カリキュラムの中で、そういうようなのはあるかもしれないですが、あくまでもカリキュラムの1コマとしてあるということで、徹底されてたたき込まれてるという感じではないかもしれないですね。

佐々木 本日は大変貴重なお話をありがとうございました。

学生として入管問題を見つめて

文学部 4年 川上敦士

私は、大学の研究テーマとして入管問題を扱ったわけでもなければ、国際人権法や日本の法制度を専門的に学んできたわけでもありません。千葉大学に在籍した4年間の中で、いくつかの機会に恵まれて、日本の入国管理・収容制度とそれを取り巻く問題に触れ、関心を持つようになりました。今回は、単なる一学生に過ぎない私がこの課題に目を向けるに至った経緯をご紹介しながら、普段敢えて口にすることのない違和感について書かせていただければと思います。

私が初めにこの問題に触れたのは、難民問題への興味から参加したイベントの場でした。スウェーデンのソマリア難民を扱う映画作品を観た後で、ゲストスピーカーの方々は、日本に逃れてくる人びとが直面する制度上の困難について解説されていました。難民保護に携わる弁護士や支援団体の方々によれば、保護を求めて難民申請をした人が長い間認定を受けられず、就労を認められず、空港で収容されることさえある制度のあり方は大変な問題のようでした。けれども、その話はどこか実感にかけていて、手の届かない所で起こっている特殊な事例のようでした。

この問題に向き合うようになったのは、大学の同じ学科で学ぶある友人の存在があったからです。彼女はスリランカで生まれ、スリランカ人の両親を持ち、日本での暮らしが長く流ちょうな日本語を話しました。彼女はある日、入学後に家庭の事情がきっかけで在留資格の切り替えが必要になったこと、申請した在留資格への切り替えが審査で不可とされ、あわや強制退去の危機に立たされたという経験を打ち明けてくれました。その時期に被った不安感、精神的なプレッシャーや理不尽な対応への憤りを聴いて、在留資格が個人をどのように管理し、ときに不安定にさせ、失望させるのかという暴力性を目の当たりにしました。そして同時に、その制度が自分を保護しているという事実、その時まで気が付かないでいたその不可視性に恐怖を感じました。問題は思っていたよりもずっと近くで、同じ授業を受ける友人の身に起こっていたのです。才能に溢れ、素敵な人格の持ち主が理不尽な目に遭ってはじめて、本気でおかしいと考えるようになったのです。

私たちは、多くの外国にルーツを持つひとと暮らしています。コンビニエンスストアや飲食店には多くの留学生が働いて、インドカレー屋やエスニック料理のお店など、外国出身のシェフたちの姿も日常の一部です。にもかかわらず、それらの人々が入管法の管理下にあつて、違反した場合には退去強制処分になるということには関心が及びません。

日本国籍を持ち国内で生活する多くのひとにとって、このような人びとの存在は知っていても、日本の入国管理制度は自分には関係がないと思われるかもしれません。また、いざ問題を知ったところで、具体的な変化を起こせないし、それは専門家に任せるべきだという意見もあると思います。しかし、私たち一人ひとりの日常生活から彼らの存在が切り離せな

い今日、この問題に無関心でいることは、大きな喪失から目を背けることになるのではないのでしょうか。この文を読んでくださった皆様の頭に、ぼんやりと身近な誰かの顔が浮かんだとしたら、その人の側から問題を捉えてみるといいかもしれません。

私は入管に関するテーマで卒業論文を書きました。興味を持ったきっかけは、実際に収容されていた人の話をお聴きして衝撃を受けたこと、また、支援団体などから指摘があるにも関わらず、長年の間、入管を取り巻く状況が変わっていない事に疑問を覚えたからです。

卒論の中では、木下さんの講演にも出てきていた「収容・送還に関する専門部会²²」によって2020年6月19日に提出された提言書と、それに対する支援団体からの意見書を分析対象として、双方の主張が何を根拠としているか、また、どのような価値観から提言しているかを分析しました²³。

分析を通して、政策側と支援者側の立場によって問題の所在認識が異なっていることが分かりました。具体的には、政策側は“人”を問題の所在とし、支援者側は“制度”を問題の所在としているという事です。政策側は「送還忌避者」がいることで送還の制度が機能しなくなり、長期収容などの問題が発生していると認識しています。そのため、提言では送還忌避に罰則を設けたり、難民認定申請者に適用される送還停止効に一部例外を設けたりというような内容がありました。一方で、支援者側は「難民認定」や「在留特別許可」制度において、日本での在留を認められるべき人が取りこぼされていると認識しています。そのため、罰則の創設に強く反対し、制度や認定率の改善によって日本での生活を認める事を主張しています。その他、当事者の認識も立場によって異なっています。専門部会の議論の中では、難民認定制度の送還停止効を濫用しているなど、自分の勝手な都合で母国に帰らない人として当事者が議論に出てきました。一方、支援団体のシンポジウムなどでは、母国で命の危険を感じた経験から帰国できないと話す人や、日本人と結婚しており、生活基盤が日本にあるにも関わらず何十年も仮放免の身分のままであるというような人が当事者としてお話しされていました。このように立場によって想定、または直面している当事者像が乖離している事も分かりました。

卒業論文の分析を終えて、政策側と支援者側では、現状の認識に大きな差異があり、そのために議論が平行線上に進んでしまっていると感じました。差異が出てきてしまう原因の一つとして、入管が持つ大きな裁量があると考えます。入管側の決定について司法の判断を介さず、特段説明もない現状では、当事者や支援者が納得できないと感じてしまうかと思います。ここで、木下さんが仰っていたように“透明性”が重要な鍵になると思います。透明性

²² 法務大臣の私的懇談会である第7次出入国管理政策懇談会の下に設置された専門部会です。計十回の議論を経て提言がまとめられました。

²³ 社会構築主義的観点から、イバラとキツセによって提唱された「レトリックのイデオロギ論」を用いて、主張とその反論を分類しました。社会問題における構築主義の考え方については、赤川学, 2012, 『社会問題の社会学』, 弘文堂および中河伸俊, 1999, 『社会問題の社会学 構築主義アプローチの新展開』世界思想社を参照しました。

を確保する方法として、私は第三者機関によるチェックが入ることや、国境警備とは異なる性質を持つ「難民認定」や「在留特別許可」などの判断は独立した機関が行うことが良いのではないかと考えます。

上述のような大きな変革は今すぐには難しいですが、政策側と支援者側がそれぞれ提言や主張を一方的に行うだけでなく、双方の置かれた立場や直面している困難を理解しようと努めること、互いに議論を重ねる事は今からでも可能ではないでしょうか。このような中で木下さんは、元入管職員でありながら、支援団体とも近しく、現在の収容問題を第三者的視点からとらえられる貴重な方であると感じています。

また、議論の場に「当事者」が参加していない事も問題があると感じています。大きな裁量を持っている以上、入管は当事者の個人の事由を最大限把握し、決定に不平等感を残さない義務があると感じています。

収容問題では長期収容や強制送還に直面する当事者の方、彼らを支える支援者の方、現場で対応を任される入管職員の方それぞれがストレスを抱えている状態だと感じます。制度は戦後から大きな変化がなく、「入管問題」を取り巻く現状にも変化が見られません。必要であれば、現状に合わせて制度を変えていくこと、透明性を確保することに加えて、問題とされている「裁量」が個人の事情に合わせて判断できるようプラスに活用され、「入管問題」が改善に向けて前進していくことを願います。

最後に、日本では「在留資格がない人は犯罪者である」と一括りにされ、収容されている人や、仮放免者に対して犯罪の怖いイメージが結びついてしまっているように感じます。しかし、なかにはただ日本で生活を送ってきただけの人たちもいます。確かに「入管法に違反した」という事実がありますが、その事実だけをもっていつまでも彼らを日本社会の一員として認めず宙に浮いたような状態にする意味はあるのか、理解が及びませんでした。「入管法を犯した」という事実よりも「なぜ犯したのか、それによる影響は何か」が判断の上で注目されるべきだと考えます。日本という国が、生活の基盤や大切な家族をこの場に持つ人々、母国からの迫害から逃れてきた人々など、この国で生活したいと思ってくれる人々に絶望ではなく希望を与えられる場所になる事を願います。

2021年3月



千葉大学移民難民スタディーズ